(一)　那賀川の直轄改修

1　直轄改修の前段

明治二〇年（一八八七）前後の洪水被害の拡大のため、高水工事（洪水対策）の要請が大きくなり、また、鉄道の発達により低水工事（航行路）の意義が薄れていった実情、また淀川・木曽川・筑後川の改修事業の直轄施工に法的根拠を与える必要も起き、政府は明治二九年（一八九六）「河川法」を国会へ上程した。

明治四〇年（一九〇七）、同四三年と大水害が相次ぎ、日露戦争が終結して安定した時代に入ったこともあって、治水事業拡大の要請が取り上げられ、同四三年臨時治水調査会が設けられた。ここで、内務省は特別委員会に対し、直轄五〇河川の改修計画を提案した。

この案は、既に着工している吉野川などの九河川に、一〇河川を加えた一九河川を第一期施工河川とし、残り三一河川を第二期施工河川とするものであった。しかし、第一期施工河川の計画の施工は遅れ大正一〇年（一九二一）になっても着工できないものもあり、更に大正七年中国・四国地方の洪水で第二期施工河川の中にも、早急に着工する必要のある河川が生じ、第一期計画の見直しの必要が生じた。

政府は大正一〇年に再び臨時治水調査会を設け、第二次治水計画を定めた。ここで当時施工中の一八河川に加えて、新規に那賀川など五七河川が選定された。こうして、那賀川では大正一四年（一九二五）本格的な改修計画をまとめ着工の準備に入ったが、既に施工中の河川との財政的な関係もあり、昭和四年（一九二九）ようやく着工にこぎつけた。ちなみに大正一〇年の陳情書があり、那賀川の流況の問題点のとらえ方が興味をひくので原文を紹介する。

本河川の現状を略述せば地方に於いて数次の小改良を加え下流大野村に於いて〈我慢堤〉と唱へ潜水堰堤を築造し洪水時

に派川岡川に流れを岐て本線の流量を減せんとせし錯誤の設計と大野村以下海口にいたる川幅の狭隘なるに拘らず海口に於て更に中島黒津地両村に放流せしを以て流勢緩除潮流を貫く能はず故に一朝洪水殺到せば大野村以下各所の堤防を決潰せざれば止まざる自然勢を生ぜしめたるものなり而して海口土砂排出と海潮との関係に付ても国土保安上重大なるものあり先年流末の水勢を二分して以来同川北岸（左岸）に位する大手海岸一対に非常の変化を来し今津平島両村海岸の土砂を侵食し引堤に次ぐに引堤を以てし沿岸の美田数十町歩は今や碧海と化し現在に於いて其堤防の維持最も困難に陥り居るは那賀川下流二分の為め潮流を抑制する能はざるにより来る現象にして一般の公認する所なり

2 改修計画の中身

政府が考えた治水事業は、日本の代表的な河川を順次取り上げて着工していくもので、吉野川は明治四〇年（一九〇七）に着工していた。このような情勢のなか、那賀川沿岸の住民は、大正元年（一九一二）、同七年の洪水を契機に改修の必要を強く訴えていた。この結果、大正一二年（一九二三）に、那賀川本流の左岸羽ノ浦町大字古毛と右岸大野村大字上大野から海に至る間、派川岡川のガマン堰から海に至る間が、河川法第一条の適用を受け、重要河川であることが法的に認められた。昭和四年（一九二九）には、那賀川本流の羽ノ浦町及び大野村から海に至る区間、支川桑野川の長生・宝田村から派川岡川合流点までの区間、派川岡川と柳島・宝田村から海に至る区間が河川法第八条の適用を受け、直轄改修事業が開始されることになった。

四国地方建設局編『那賀川改修史』によると工事は右岸の横見堤防から着手し、横見堤防からガマン堰に至る間と、左岸の西原・大京原を結ぶ間について集中的に実施した。ガマン堰の完全な締め切りは同一八年（一九四三）に完成している。

斎藤島は、現在の本流河口部のほぼ中央にあった長さ約一km・幅約三五〇mの長三角形の島で、島の撤去は工事

中でも重要な工程の一つであった。これに那賀川で初めて機関車を導入して土砂を運び、掘削土砂は横見・芥原の築堤防材料に流用した。

同一六年（一九四一）には本川と岡川の合流点を締め切り、洪水時本流からの逆流を絶つ富岡水門に着工した。工事は、洪水や戦争の影響で中断したが、同二五年（一九五〇）再開し同二七年に完成した。工事は戦争のため、同一八年ごろから同二四年（一九四九）ごろまで中断している。

工事期間中、多くの災害に見舞われているが、同二一年南海地震では各地に地盤変動が起きた。那賀川から吉野川の河口にかけて二〇～三〇cmの沈下が生じたといわれ、堤防の復旧工事が昭和二四年ごろから始まっている。

斎藤島 明治43年発行「富岡」より
（国土地理院発行を使用）